

# 深川市農業委員会総会議事録 ( 第 1 2 回 )

平成31年3月25日

開会 9時30分

閉会 9時55分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	藤原政行	○	
2	山田正信	○	
3	渡辺博徳	○	
4	小倉孝一	○	
5	五十川弘之	○	
6	荒井政明	○	
7	鈴木陽志	○	
8	清水正勝	○	
9	野中和弘	○	
10	金谷道宏	○	
11	青木実	○	
12	山川功	○	
13	星野サチ子	○	
14	清水義博	○	
15	坂谷内智之	○	
16	安村一稔	○	
17	岡田徹	○	
18	伊藤裕美	○	
19	中川幸生	○	
20	赤澤晃光	○	
21	池田斉	○	
22	大川広志	○	
23	塩尻総徳	○	
24	安藤順三	—	○
25	野上晃	—	○
26	菊入等	○	
27	曾我部透	○	

## 第12回深川市農業委員会総会議事録

- |        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 1 開催日時 | 平成31年3月25日（月）9時30分             |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室                        |
| 3 出席委員 | 藤原 政行委員 外24名                   |
| 4 説明員  | 矢櫃局長・古村主幹・畑山主査・河崎主任・田所主事・大西調査員 |
| 5 書記   | 大西調査員                          |

矢櫃局長

開会宣言（9時30分）

おはようございます。只今から平成30年度第12回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして安藤委員と野上委員から欠席の届出がありましたので報告いたします。それでは会長よりご挨拶をいただきまして議事に入らせていただきます。

菊入会長

おはようございます。北海道の遅い春もそろそろかな、と思っていたのですが、ここ数日の雪で足踏み状態となっています。春分の日を過ぎましたので北海道にもゆっくりではありますがそろそろ良い時期がやってくるのかなと思っています。東京の方ではもうさくらが咲いたということです。我々も農作業がだんだんと忙しくなってきますが健康に留意されて尽力いただきたいと思います。

3月22日で終了いたしました平成31年第1回の深川市議会定例会におきまして新年度の予算が決定されました。当農業委員会関連の非農用地利活用促進事業もこれまでどおりで決定されたことを報告させていただき、このことに関しては後ほど農地特別委員会開催報告の中で詳しく説明がございします。

それでは平成30年第12回目の深川市農業委員会総会に入っていきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

14番清水義博委員、16番安村委員を指名します。

菊入会長

日程第2、諸般報告、(1)農業行政報告はありませんので(2)農業委員会業務報告を局長から報告します。

矢櫃局長

それでは私から2月25日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、配付の業務報告書に基づき報告させていただきます。

2月25日、第11回深川市農業委員会総会をこの場で開催しております。26日、深川市農業賞授与式・深川市農民協議会定期総会がプラザホテル板倉で開催され会長が出席しております。

3月に入りまして、4日、平成31年第1回市議会定例会が22日までの日程で開催され会長が出席しています。18日、北海道農業者年金協議会理事会が札幌市で開催され会長が理事として出席しております。また、平成31年度予算審査特別委員会が15日から20日までの日程で開催され、18日には鶴岡議員から農業委員会運営等における増額の内容についてのご質問があり私が答弁をしております。18日同日、深川市地域農業再生協議会・水田農業推進対策幹事会合同会議がきたそらち農協営農センターにて開催され私が出席しております。19日、北海道農業会議第86回総会及び市町村農業委員会長・事務局長特別研修会が札幌市にて開催され会長と私が出席しております。なお、この総会では会長が議長となり議事を進行したところでございます。20日、北海道農業会議第11回常設審議委員会が開催され会長が委員として出席しております。22日、市議会定例会終了後、市議会議員会と理事者等との懇談会が開催され会長と私が出席しております。25日、本日この総会前に農地特別委員会を開催しております。

	<p>以上、農業委員会の主な業務についてご説明申し上げまして業務報告とさせていただきます。</p>
菊入会長	<p>日程第3、委員会報告に入ります。(1)農地特別委員会開催結果報告を小倉委員長から報告願います。</p>
小倉委員長	<p>(資料に基づき説明)</p>
菊入会長	<p>報告が終わりましたが質疑等はありませんか。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑なし、ということですので農地特別委員会開催結果報告を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第4、報告に入ります。</p>
	<p>はじめに、報告第1号調整委員の指名について、事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により記載のとおり調整委員を指名しましたので報告いたします。</p>
	<p>今月は7件で、番号1番から4番までが賃貸借に係るあっせん申し出で、番号5番から7番までが売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は全て平成31年3月1日です。</p>
	<p>あっせん申出者、土地の所在などその他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第1号を報告のとおり承認します。</p>
	<p>続いて、報告第2号農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り農業者年金基金へ提出いたしましたので報告いたします。</p>
	<p>今月は2件で、全て新法分です。</p>
	<p>受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが質疑等はありませんか。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということですので報告第2号を報告のとおり承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p>
	<p>はじめに、議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので審議をお願いいたします。</p>
	<p>今月は8件です。番号1番は貸主が売買するための解約、番号2番から8番までは新たに設立された法人に借り換えるための解約です。</p>
	<p>合意解約日と土地の引き渡し時期については全て平成31年3月1日です。</p>
	<p>解約する土地の所在などその他詳細につきましては記載のとおりとなっています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p>
	<p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利移転び設定に係る許可申請書の提出がありましたので許可の適否について審議をお願いいたします。</p> <p>今月は8件で申請地及び申請人氏名、理由、譲受人経営概況等については記載のとおりです。番号1番は譲渡人が耕作不能のため経営拡大を図る譲受人に農地を売買するものです。番号2番は個人経営から転換して農地所有適格法人を新規に設立したことに伴い法人構成員から農地を使用貸借するもので期間は10年です。番号3番は譲渡人が非農用地利用活用にて建物を解体し畑に整備したもので、経営する法人へ農地を使用貸借するもので、期間は12年です。番号4番は後継者が農地所有適格法人を新規に設立したことに伴い農地が返還されるため、改めて法人と使用貸借するもので期間は10年です。番号5番と6番は個人経営から転換して農地所有適格法人を新規に設立したことに伴い、法人構成員及び法人構成員の家族から農地を使用貸借するもので期間は10年です。番号2番、4番、5番、6番につきましては、一昨年4月より農地所有適格法人の新規設立による農地特別委員会での審議については個人経営から法人経営へ転換するために法人を設立する場合で、かつ、農地所有適格法人の要件を満たしている場合には農地特別委員会の審議の対象外となっているもので、今回の法人が農地所有適格法人の要件を満たしていることは事務局にて確認済です。番号7番と8番は空知総合振興局より埋設した用水管路部分に設定した地上権を譲受人である深川土地改良区及び秩父別土地改良区へそれぞれ譲与するものです。なお、この申請につきましては耕作者から同意書をいただいております。耕作には支障のないものです。</p> <p>以上の申請につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしておりますが周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしています。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号3番で渡辺委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します</p> <p>続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
田所主事	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により記載の方に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は22件で、番号1番から12番までが賃貸借の案件、番号13番から22番までが売買の案件です。番号1番と2番は契約期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸付けるもので、期間は番号1番が10年間、2番が5年間です。番号3番から6番までは農地所有適格法人の新設に伴いこれまで構成員が個人経営時に借りていた農地を法人名義で借り受けるもので、期間は番号3番と4番が3年間、番号5番と6番は農地利用集積円滑化事業の規模拡大加算の交付対象であるため残期間となり、番号5番が6年間、番号6番が2年間です。番号7番から9番までは農地売買等支援事業の事業参加者の変更で、期間は全て残期間で番号7番と9番が3年間、番号8番が6年間です。番号10番から12番までは農地売買等支援事業の一時貸付を受け経営拡大を図るもので期間は全て5年間です。番号13番以降は売買の案件です。番号13番から15番までは貸付</p>

	<p>地をそのまま受け手に処分するもので、資金対応は番号13番と14番がJ資金、番号15番が自己資金です。番号16番は出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号17番と18番は貸付地をそのまま受け手に処分するもので、その内番号18番は併せて残地も処分するものです。資金対応はどちらもJA資金です。番号19番は合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので資金対応は自己資金です。番号20番は貸付地をそのまま受け手に処分するもので資金対応は自己資金です。番号21番と22番は農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由としましてはどちらも返還された農地を処分するため、番号22番は出し手の残地もあわせて処分するものです。これらはいずれも先月の総会において中間管理機構へ買入協議の要請をしたものです。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容などその他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号20番で赤澤委員の議事参与を制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p> <p>続いて、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
古村主幹	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利移転設定の申請書提出がありましたので意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は4件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したもので都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により3種農地に該当し許可相当と認められるものです。番号2番、3番及び4番は農用地区域内にありますが現在除外手続き中です。申請理由としては番号2番及び3番の農業後継者である借人が経営地に隣接する申請地に農家住宅を建設するもので、近辺に代替地も無いため農地を使用するもので貸人がこれに賛同したものです。番号4番は農業後継者である譲受人が、経営地に隣接する申請地に農家住宅を建設するもので、近辺に代替地も無いため農地を使用するもので譲渡人がこれに賛同したもので、この3件とも農地法施行規則第38条及び第39条第1号に該当し転用止むを得ないとするものです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりました。質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で議事はすべて終わりましたので平成30年度第12回深川市農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 9時55分)</p>